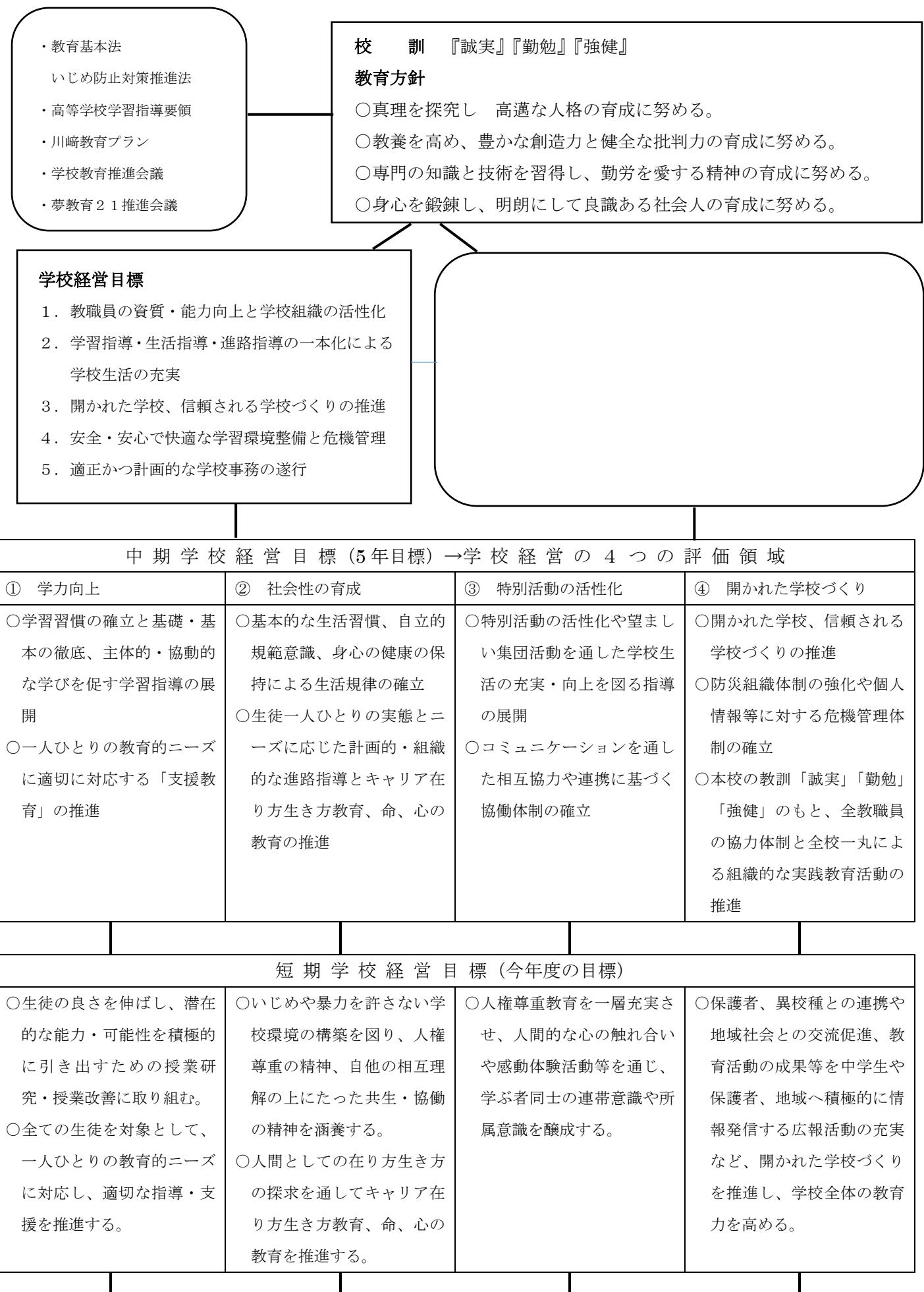


川崎市立川崎総合科学高等学校（全日制）いじめ防止基本方針

1. 2025年度 学校経営計画



重点に係る具体的な取組			
【学習指導】	【生活指導】	【生活指導】	【学校組織】
<p>・言語活動の充実、協働的な学習の研究、指導方法・学習評価の在り方の改善、学習習慣、自学自習、自己実現を支援、基礎・基本の徹底</p> <p>・専門的知識・技術・技能の習得、各種資格取得、進路希望に対応した学習支援・進路情報の提供</p> <p>【学習環境整備・危機管理】</p> <p>・教育的ニーズへの対応、適切な指導・支援</p>	<p>・適切な規範意識の育成、自律の精神の育成、基本的生活習慣の確立、心身の健康管理、食育、健全な生活習慣の確立</p> <p>・いじめや暴力を許さない学校環境の構築、共生・協働の精神の涵養</p> <p>【進路指導】</p> <p>・主体的な進路選択、各種進路啓発行事の計画・実施、「進路の手引き」活用・充実、計画的・組織的な進路指導の推進、人間としての在り方生き方の探求、キャリア在り方生き方教育の推進</p> <p>【教育相談の推進】</p> <p>・校内教育支援委員会を設置し情報交換を行い気付きの共有化の促進</p>	<p>・人権尊重教育、連帯意識・所属意識、心身の調和のとれたたくましさと豊かな感性の構築</p> <p>・部活動の振興、社会性・協調性の育成</p>	<p>・学校教育推進会議、学校自己評価の有効活用、信頼される学校、研修</p> <p>【学習環境整備・危機管理】</p> <p>・危機管理意識を高める、防災・被災体制の強化、災害事故等の未然防止・再発防止、安全・安心な学校環境</p>

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改定します。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のため

の組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができます。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉遣いや行動、表情、視線、声を掛けた時の反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、校内のいじめに関する情報の集約と共有、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかつたのか、どうしたらよかつたのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解決に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を發揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

※①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

※②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 2025年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、副校長、教頭、

支援教育コーディネーター代表、養護教諭、保健生活部主任、同担当

※通常は上記の構成であるが必要に応じて、教務主任・科長・学年主任・担任・学校巡回カウンセラー・学校評価担当など緊急的、拡大的に構成員を増員しケース会議を設ける。

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校評価におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・(学校評価担当)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・(保健生活部主任)
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・(保健生活部主任)
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・(保健生活部主任)
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・(教頭)
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・(保健生活部主任)

【教育相談】

- ・教育相談年間計画の作成・・・・・・・・・・・・(学年主任)
　　1学年主任　　2学年主任　　3学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・(校内教育支援委員会　養護教諭)
- ・校内巡回カウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・(校内教育支援委員会　養護教諭)

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・風紀委員会との連携・・・・・・・・・・・・(特別活動部主任)
- ・P T A校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・(総務部主任)
- ・学校教育推進会議との連携・・・・・・・・・・・・(学校評価担当)

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・(保健生活部主任)
- ・家庭センター(児童相談所)との連携・・・・・・・・(保健生活部主任)

7. 2025年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活動 内 容	
	情報共有(職員会議等)	いじめ対応(未然防止、早期発見)
4月	<ul style="list-style-type: none">・校内いじめ防止対策会議 (基本方針、重点目標、構成員、役割分担 年間指導計画等の確認)・職員会議・学年会議・校内教育支援会議(新1学年の生徒について)	<ul style="list-style-type: none">・対面式、新入生オリエンテーション・安全講話　・防災訓練・インターネット被害未然防止講座(1年生)・いじめ防止標語の募集、ポスター制作 (生徒会本部・風紀委員会)・遠足・学年行事・学年集会・体育祭団結式・かわさき共生・共育プログラムの取組について
5月	<ul style="list-style-type: none">・職員会議・学年会議	<ul style="list-style-type: none">・公開授業・生徒総会

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法についての研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭
6月	<p>【生徒指導点検強化月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止月間 (第1回「いじめ」に関する実態調査) ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめ」に関する実態調査実施 ・いじめ防止標語、ポスター掲示 ・熱中症予防講習会（部活動：1年生） ・支援教育巡回訪問
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「いじめ」に関する実態調査（集約） ・校内いじめ防止対策会議 (夏休み期間中の対応確認) ・職員会議 ・学年会議 ・教科連絡会（生徒の情報共有） ・学校教育推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生体験教室 ・全体集会、学年集会 ・保護者懇談会 ・履修面談（1・2年生） ・救急法講習会（2年生） ・面接ガイダンス（3年生） ・芸術鑑賞教室
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・支援教育研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学科学習合宿 ・工業科体験教室
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策会議 (前期の反省とまとめ、後期の具体的な取組の確認) ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会、学年集会 ・防災訓練 ・食品衛生講習会 ・総科祭（文化祭） ・支援教育巡回訪問
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行 ・保健講演会（1・3年生） ・選択科目ガイダンス（1・2年生）
11月	<p>【生徒指導点検強化月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止月間 (第2回「いじめ」に関する実態調査) ・職員会議 ・学年会議 ・教科連絡会（生徒の情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「いじめ」に関する実態調査実施 ・マラソン大会 ・生徒総会 ・美化運動（学校周辺地域） ・防災訓練
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策会議 ・第2回「いじめ」に関する実態調査（集約） ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会、学年集会 ・履修面談（1・2年生） ・中学生体験教室 ・進路ガイダンス（1・2年生） ・スポーツ大会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会、学年集会
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策会議 (今年度の反省→学校評価への反映) ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内課題研究発表会 ・選択履修面談（科学科）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策会議 (来年度に向けての基本方針の見直し) ・職員会議 ・学年会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体集会、学年集会 ・進路ガイダンス（1・2年生）

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・生徒会主催の対面式・総科祭・後夜祭・三送会などの実施を通して、楽しみながら交流の場形成。
- ・保健委員会による文化祭時の全校アンケート実施。
- ・風紀委員会による「おはよう」運動。

[交流活動の活性化]

- ・学校教育推進会議の実施
- ・吹奏楽部の高齢者施設訪問
- ・生徒会本部、デザイン科、部活動による町内会・子ども会など地域行事での交流活動
- ・中高連携活動

[啓発活動]

- ・風紀委員会によるいじめ防止標語・ポスター製作や『風紀委員会だより』の発行
- ・インターネット被害未然防止講座の実施
- ・保健委員会による各種保健講演会の実施

保護者の取組（PTA活動）・地域社会

- ・学校教育推進会議